

障害者自立支援法の改正案について

障害者自立支援法改正案が 11 月 17 日の衆院厚生労働委員会で、民主、自民、公明 3 党などの賛成多数により可決され、12/1 衆議院を通過、12/3 参議院で成立。

今回の改正案には支援の対象に発達障害が追加されたほか、サービスに応じた負担（応益負担）から支払い能力に応じた負担（応能負担）に変更する内容等が盛り込まれている。そのほかグループホームを利用する個人への助成、障害児向け放課後型デイサービスの制度化、相談支援体制の強化などである。 ※ 厚労省の説明資料を参考に付けました。

※低所得者の利用料が減額されることから早期成立を求める声も多くあった一方、原則 1 割負担の骨格を残すことに対する反発も出ている。（インターネット情報）



施設紹介・ケアホーム柿の木

当会の会員の柿沼一弘さんが 9 月 1 日付で「ケアホーム柿の木」^{かき き}を開設されました。定員 10 名（12/4 現在、9 名入所）です。

利用料金は月額 7 万円（内訳：家賃 3 万 5 千円、食事代 2 万 1 千円、水道光熱 7 千円、消耗品・備品 7 千円）全室冷暖房完備だそうです。

問合せ先、NPO 法人一美福祉会 〒366-0021 深谷市上増田 82-2
TEL&FAX 048-571-6135 柿沼 一弘



「福祉の市」雨で 1 日出店



10 月 30～31 日の予定が、台風の接近で 31 日（日）のみの販売となりました。ネギ、やまと芋、ごぼう、ジャガイモ、冬瓜などの野菜を販売し、販売金額 94,000 円、収益 49,244 円となりました

野菜は高橋昭男さん、荊塚武和さんに格安で出荷頂きました。また、販売に会員の方お手伝いを頂きました。御礼申し上げます。

収益金は会の活動に利用させていただきます。

成年後見の普及活動について

埼玉県手をつなぐ育成会の活動の一つの柱として「成年後見の普及と法人後見」を「NPO 法人埼玉成年後見センターいきいきネット」を設立して実施しています。その活動の動きを紹介します。

(1) 10/13 日深谷市役所・障害福祉課に育成会より 4 名が訪問し、厚生労働省の通知「成年後見制度利用支援事業」について、行政の支援・援助の促進をお願いしました。これは障害者の暮らしを支えるのは唯一、障害基礎年金だけです。成年後見制度を利用するとしても後見費用（申立諸費用、後見報酬）を到底払うことが不可能です。この時、行政の支援をお願いするものです。

(2) 11/17 権利擁護セミナーに梶山が出席（全日本手をつなぐ育成会 主催）

「これからの成年後見と虐待防止」のセミナーを聴講してきました。知的障害がある人が、人としての尊厳が守られ、本人が望む安心な生活を実現するために、その一つが成年後見、虐待をいかに防止するかです。

(3) 成年後見・法人後見研修会を実施予定（深谷市手をつなぐ育成会主催 来年 2 月～3 月頃に実施の予定）

これは成年後見の普及と法人後見の実態をお話して、成年後見の利用のお手伝いをさせていただきます。

今後の予定

- (1) 深谷駅南口の落葉清掃ボランティアの実施
12/3(金)PM1:30～たんぼぼ作業所と合同作業
12/8(水)PM1:30～みんなのいえと合同作業
- (2) 平成 23 年 2 月 サポート保険加入の更新確認。
※葉書で継続確認依頼が出来ます。脱退の方のみ返信。

配布物

1. 深谷市手をつなぐ育成会 通信 #31
 2. やまびこ 218 号
 3. 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要
- 育成会通信は 3 ヶ月前後に発行します。情報がありましたら梶山まで連絡下さい。